



“神州茲に二千六百年”

輝く建國の佳節

この佳き日、空は神世ながらの朗々たる輝き、臺北市新公園の廣場に、萌え出づる若草を踏みしめた若人たちの萬歳の叫びは蒼穹に轟きわたり、民族の力強い響きを傳へたのである。

紀元節詔書

朕惟フニ神武天皇惟神ノ大道ニ遵ヒ一系無窮ノ寶祚ヲ繼ギ萬世不易ノ丕基ヲ定メ以テ天業ヲ經綸シタマヘリ歷朝相承ケ上仁愛ノ化ヲ以テ下ニ及ボシ下忠厚ノ俗ヲ以テ上ニ奉ジ君民一體以テ朕ガ世ニ逮ビ茲ニ紀元二千六百年ヲ迎フ今ヤ非常ノ世局ニ際シ斯ノ紀元ノ佳節ニ當ル爾臣民宜シク思フ神武天皇ノ創業ニ聘セ皇圖ノ宏遠ニシテ皇謨ノ雄深ナルヲ念ヒ和衷戮力益々國體ノ精華ヲ發揮シ以テ時艱ノ克服ヲ致シ以テ國威ノ昂揚ニ勗メ祖宗ノ神靈ニ對ヘンコトヲ期スベシ

御名 御璽

昭和十五年二月十一日

各國務大臣副署

告諭

紀元二千六百年紀元の佳節に方り聖慮宏遠、畏くも優渥なる詔書を渙發せられ、臣民翼賛の道を昭示し給へり、眞に恐懼感激に堪へず、恭しく惟ふに神武天皇惟神の大道に邁ひ一系無窮の寶祚を繼ぎ萬世不易の丕基を定め以て天業を經綸し給ひてより皇統連綿茲に二千六百年、歷朝蒼生を惠撫慈養し給ひ臣民相率き盡忠報國の誠を效し、皇基彌々堅く益々隆んにして以て今日に及び、國史の成跡炳乎として宇内に輝やく、誰か生を神州に享けたるの光榮に感激し挺身以て臣節を盡し國家の興隆國威の宣揚に勉めざらん、今や帝國は東亞新秩序建設の偉業に邁進しつつあり、事變勃發以來既に二年有半、外出征將兵の勇戰奮闘と内饒後國民の奉公致誠とに依り著々戰果を收め東亞の安定、日支の提携將に其緒に就かんとす、然りと雖も國際情勢複雑を極むるの秋に當り帝國遠大の理想達成の爲には猶前途に幾多難關の存するを覺悟せざるべからず、この秋に當り我が國民は一に聖旨に恪殉し、一億一心和衷戮力各々の業務に精勵し嚴に荒怠を誡しめ實質剛健克く百艱を排し萬苦に堪へ以て國家の興隆の成果を擧るを期せざるべからず、是れ皆天壤無窮の皇運を扶翼し奉る臣民輔翼の大義にして又以て我等の祖先の遺風を顯彰する所以なり、本日固らずも大詔を拜す、全國民須らく決意を新にし同心協力以て聖旨に副ひ奉るべし

昭和十五年二月十一日

内閣總理大臣 米内光政

旬間日誌

一月二十一日(日)
▼蔣介石、重慶政府主腦部會で行政院長辭職を表明
▼欽定道方面及南軍東北方面の敵遺棄死體三萬餘と判明
一月二十二日(月)
▼臨時閣議第一日、米内々閣政綱政策決定、石炭對策檢討
▼我が郵船淺間丸、野島崎燈臺沖合卅五哩半の公海で英艦の臨検を受け、獨人船客廿一名拉致さる
▼谷外務次官、クレギー英大使會見、淺間丸事件に關し帝國の見解、抗議を英本國政府に傳達
▼汪兆銘氏青島迎賓館で記者團に所信を披瀝
▼浙東北岸錢塘江敵前渡河成功
一月二十三日(火)
▼兩陛下の御仁慈、酷寒の折燃料を御節約遊ばされ、社會事業團體三十五に對し木炭二千俵御下賜
▼抑留船客の引渡と非友進行爲の反省を斷乎要求すべく淺間丸事件強硬廟議一決
▼訪伊親善飛行の大和號羽田安着
▼青島會談開催
一月二十三日(火)
▼日米通商條約昨二十五日失効、日米無條約状態に對處、帝國は總戰中の交渉により正常状態回復を期待
▼外務省情報部發表
▼芬軍に米國市民の参加は差支へなき旨米大統領言明
▼青島會談終了、既成政權、對汪派關係調整確約の文書交換
一月二十七日(土)
一月二十八日(日)
▼陸軍身檢検査規則大改正、第三乙種を新設し甲種條件を嚴格とす
▼在歐日本大使會談ブタベストで閉催、防共政策を再検討
(二十四日-二十七日)
一月二十九日(月)
▼昨年に於ける中、北、南支の主要戰果、交戦敵兵力一二九五〇〇〇、遺棄死體九〇四三〇、捕虜四、一七七、其他國庫品多數
一月二十九日(月)
▼新年歌會始の御旗執り行はせらる
▼大阪西成線のガソリンカー轉轍手の誤認から脱線顛覆乗客三百名犠死
一月三十日(火)
▼權原神宮の御神火を靈壽神社へ獻火すべく御神火使節出發
▲淺間丸事件に關し重光大使、ハリフアックス英外相會談
一月三十一日(水)
○昨年末實績島内銀行預金高三億二千萬圓

紀元節奉祝の辭

小林臺灣總督

建國以來正に二千六百年、隆々たる國運の下茲に光輝ある紀元の嘉節を迎へ、六百萬島民各位と共に、寶祚の無窮と皇室の彌榮を祝ひ奉る事は、我日本國民にのみ恵まれた無上の光榮でありまして洵に驩喜に堪へざる所であります。

謹みて惟みるに皇祖神武天皇、天祖の神勅に基き、日向の皇居を出てまして御東征、幾多の年月を重ねて具さに辛酸を嘗めさせ給ひ、遂に中洲の地を御平定遊ばされ、大和國橿原の地を相して帝都と奠め、辛酉の歲正月朔日此地に即位の大典を擧げさせられたのであります。其際渙發あらせられた宣詔の中に「上則答乾靈授國之徳下則弘皇孫養正之心然後兼六合以開都掩八紘而爲宇」と仰出され我國建國の大精神を垂示し給ひました。爾來悠久二千六百年、歷朝皇祖の遺訓を紹述遊ばされ、我々の祖先も亦何れも此大精神を遵奉し幾多の時艱を克服

して能く今日の大を致したのであります。申すも畏き極であります。皇祖の遺し給ふた建國の大精神ほど崇高にして雄渾、博愛にして公正なるものは世界の何國にも無いのであります。寶祚の隆當に天壤と興に窮り無き所以も亦茲に淵源するものと信するのであります。今や我國は國家の總力を擧げ東洋永遠の平和の爲に、東亞新秩序建設の聖業に邁進致して居るのであります。之れ亦畢竟我國肇國の大理想を具現せんとする努力に外なりませぬ。然るに支那蔣政權は我國累次の聲明にも係らず尙ほ悟らず私利私慾の爲に現狀を維持せんとする第三國と相結んで頑強に抵抗を續けて居ります。之を摧破し之を善導するには眞に滅私奉公、堅忍持久、一糸紊れざる結束を必要とするのであります。茲に紀元の嘉節を迎ふるに當り、我々臣民は、皇祖御創業の際の御辛苦を偲び奉り、又我々の祖先が常に國是に順つて努力奮闘、國運の隆昌に寄與した事を想ひ起し、斷じて先人を愧しめずとの大勇猛心を發揚せねばならぬと存するのであります。

本島に於きましては歴代官民の努力に加ふるに、今次事變の刺戟に依り、島民の日本精神は大に昂揚せられ事變下の國民として夫々奉公の誠を効し來つたのであります。今日の佳き日に當り宏遠なる我國肇國の理想と國體の尊嚴を重ねて思を致し、更に一段の眞剣味を以て本島の使命達成に努め以て興亞の大業に貢獻し奉らねばならぬと存する次第であります。

紀元二千六百年建國祭の意義

國民精神總動員本部

本年は畏くも、神武天皇、大和國橿原の宮に御即位の大典を擧げさせ給ふてより正に二千六百年に相當り、一億の同胞は齊しくこの歡喜の中にあつて期せずして隆國の大精神に遠り、東亞の新建設實現に邁進しつゝありますことは眞に邦國の爲慶賀に堪へませぬ。

顧るに隣邦支那は四千年の古き歴史を有しながら常に易姓革命、興亡の歴史を繰り返して居り、又埃及やバビロンやギリシヤ、ローマの榮華も僅に遺跡によつて之を知るのみでありまして、全く昔日の面影を止めぬのであります。これ諸民族が次第に建國當初の理想

を失ひいつしか保守退嬰に流れ、國民に生成發展の氣魄が無くなつたが爲であります。然るに我國に於ては歴史も古く而も常に新しく生成發展し來つたことは、これ一に君臣の道徳として確立し且つ上下一體の美を濟したが爲であります。

天照大神が皇孫瓊々杵尊をこの國土に御降し遊ばさるゝに際し、授け給ふた神勅こそ我國體の根本をなすのであります。

豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり、宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。

寶祚の隆えまざむこと、當に天壤と窮りなかるべしと仰せられ御歴代天皇に於かせられては、皇祖皇宗の遺訓を御紹述遊ばされ、國民は萬古易ることなく滅私奉公の大義に徹し克く忠誠を致し、この大精神が一貫して今日に至つたことが世界に類例なき國體の美を濟した所以であります。

明治天皇の御製に

かみつよの聖のみよのあととめて

わが葦原の國はをさめむ

みち／＼につとめいそしむ國民の

身をすくよかにあらせてしかな

御歴代天皇が億兆に限りなき御仁慈を垂れさせ給ひ、その衣食を豊かにし、その災害を除き給ふ大御心は國史に昭かなる處であります。

垂仁天皇は多くの池溝を開き給ひ、仁徳天皇は百姓の安養を御軫念遊ばされ、又醍醐天皇が寒夜に御衣を

ぬがせ給ふて民の身の上を想はせられ、後醍醐天皇が饑饉を聞召されて朝餉の供御を止めさせられて窮民に施し給ひし如き、又天災のある度に常に蒼生の上を想はせられ、御日常の費を節し給ひて御内帑金を御下賜あらせ給ふ大御心を拜察し奉り、億兆齊しく感激に堪へざる處であります。國民はこの宏大無邊なる聖徳を仰ぎ皇室に對し奉り一身一家を捧げて仕へ奉つて來たのであります。

大伴家持の「海行かば水漬くかばね 山行かば草むすかばね大皇の 邊にこそ死なめかへりみはせじ」と歌ひし如く又源實朝の「山はさけ海はあせなむ世なりとも 君に二心我あらめやも」と又、平野國臣の「數ならぬ身にはあれども希くは 錦の旗のもとに死にてむ」又吉田松陰が「人君臣を養ひ、以て祖業を續く、臣民君に忠に、以て父の志を繼ぐ、君臣一體忠孝一致は唯吾國のみ然りとす。」といつて我國民の世界に冠たる大道を述べてゐるので

あります。

今や恰も紀元二千六百年に廻り遭ふた我々一億の同胞は、我國體の尊嚴にして世界に冠絶した民族たるを自覺し、上に宏大なる歴朝の聖徳を欽仰し奉ると共にいよ／＼天壤無窮の皇運を扶翼し奉るの覺悟を鞏固ならしめねばなりません。さればこの日を記念する爲に大様次の事項に付實施されたのであります。

一、祭典

臺灣神社に於ては大祭を執行し、小林總督幣帛供進使として参向し、嚴肅なる祭典が舉行され、又島内各神社に於ても地方長官其他幣帛供進使として参向し嚴かなる大祭が執り行はれたのであります。

二、式典

官公衙、學校、銀行、會社、工場、船舶等に於ては成るべく午前九時「國民奉祝の時間」に奉拜式又は祝賀式を舉行されたのであります。

市街庄に於ては所在諸團體の参加の下に一箇所若く

は數箇所にて嚴肅、雄渾なる建國祭の式典を行ひ皇威宣揚、皇軍の武運長久を祈願すると共に愈々八紘一宇の建國の大理想顯現に邁進するの決意が固められました。

三、家庭行事

當日午前九時「國民奉祝の時間」が設定され、各家庭に於て夫々宮城遙拜が行はれ、この爲に同時刻にサイレン又は鐘が鳴りわたりました。ラヂオは同時刻に「國民奉祝の時間」の放送を行つたのであります。

四、記念催事

學校、各種團體に於ては神社参拜、團體行進其他特に左記の如き行事が行はれました。

イ、建國祭武道大會

學校又は各種團體の主催によつて勇壯なる武道大會の開催。

ロ、建國の夕

青少年團合同の下に建國の夕が開催され、劇、音

樂、舞踊、談話等を出演して建國精神の徹底が圖られました。

ハ、體育會

青少年の體位の向上を期する爲特に體育大會、競技大會の開催。

かくの如く地方の實情に應じて各種の記念行事が執行されたのであります。時局に鑑みて苟も浮華輕佻に流れ、祝賀氣分に墮せぬ様留意されて夫々催されたのであります。

今や我國は東亞新秩序の建設第四年を迎へて將に支那新中央政府の樹立成らんとする期に入つたのであります。新支那中央政府の成立を見ましても我々國民に課せられた聖業の達成には少しも安堵を許さないのであります。益々多事多端なることを覺悟せねばなりません。

さればこの曠古の盛典に際して無限の矜持と感激を國民の齊しく覺えたのであります。これと同時に

愈々億兆一心眞に一體となりて不退轉の決意の下に各自の職場に全力を傾倒し光榮ある大業の翼賛に邁進せねばなりません。

紀元節詔書奉讀の具體的方策

- 一、詔書の奉讀式を舉行すること
- 一、機會ある毎に必ず詔書奉讀を行ふこと
- 一、國體の本義を益々明かにすること
- 一、神武天皇御創業の意義を闡明すること
- 一、神武天皇御創業の御辛苦を偲び奉り特に堅忍持久の精神力を培ふこと
- 一、今次支那事變の意義、聖戰目的の闡明に努むること
- 一、協力的風潮を益々作興し特に社會の指導的地位にあるものは卒先奮起して和衷戮力の實を示すこと
- 一、戦時生活の推進に努め實踐網を單位とし簡素生活の實踐運動を強力に實行し以て時艱を克服すること

昭和十五年度本府豫算の大綱

財務局 主計課

はしがき

昭和十五年度本府關係の豫算は臺灣總督府特別會計豫算の外に臺灣米穀移出管理特別會計と臺灣官設鐵道用品資金特別會計の二つの豫算がある。特別會計の方は歳入總額が二億四千餘萬圓、歳出總額が約二億三千萬圓に達する大豫算であつて、米穀移出管理の分と、官設鐵道用品資金の分は歳入、歳出の額共に一千萬圓の豫算であるが、これはどちらも特別の目的の爲に設けられた會計の豫算であるから、之を省略することにして、此處には臺灣總督府特別會計豫算に就てのみを

記述することにした。尙本府豫算は唯今議會に提出中のものであつて、今之に就て説明をする事は必ずしも妥當でないが、殆んど項目を羅列する程度に若干の説明を試みて見やう。

豫算から見た發展振り

昭和十五年度本府當初豫算(本豫算)は歳入、歳出共に二億六千五百三十三萬餘圓であつて之を第七十四議會で協賛を得た十四年度の本豫算と追加豫算の合算額二億八百六十萬餘圓とを比較すると實に五千九百九十二萬餘

圓も激増した未曾有の尭大豫算となり、十五年度豫算の上に特筆すべき事項の第一として此の豫算總額の大躍進を擧げることが出来る。其の内容を十四年度の豫算と比較すれば次の様になるのである。

歳入經常部	二一四、七九三、七六八圓
前年度に比し	三九、七四八、二五二圓増
歳入臨時部	四五、七三六、四五八圓
前年度に比し	一、二、一七九、九七四圓増
内 公債	六、〇〇〇、〇〇〇圓
前年度に比し	四〇〇、〇〇〇圓減
剩餘金繰入	二五、九三四、四七〇圓
前年度に比し	七、五六一、〇二四圓増
その他	一三、八〇一、九八八圓
	五、〇一八、九五〇圓増
歳入合計	二六〇、五三〇、二二六圓
前年度に比し	五一、九二八、二二六圓増
歳出經常部	一五七、二四〇、八一五圓
前年度に比し	二六、二八九、六一九圓増

歳出臨時部

前年度に比し	二〇三、二八九、四二一圓
歳出合計	二五、六三八、六〇七圓増
前年度に比し	二六〇、五三〇、二二六圓
前年度に比し	五一、九二八、二二六圓増

となり、更に之を五年前の昭和十年度の豫算額一億二千十三萬餘圓と比較すれば約二倍三分に達する飛躍的大發展であり、勿論本島始政以來の最高記録である。而もこの尭大な豫算の財源を見ると先づ一般會計の方では税制改正に順應して増徴される處の租稅額四百六十餘萬圓を含んでゐるが公債金などは前年度に較べると却て四十萬圓を減少してゐるし、他は本島經濟界の活況に依る官業其他の自然增收を以て豫定してあるものであつて、斯の様な財政の大躍進に對して殆んど自力に依つて賄ふ堅實豫算が編成出来ることは、夫れだけ本島の經濟力が充實發展してゐることを如實に示すものであつて之は實に官民協力に依る始政以來四十餘年間の拮据經營の結果に外ならぬものであり、今や戦時非常時局下の我が國戰時財政の一翼を擔當

し、臺灣の使命達成に邁進されるのは臺灣在住民が一樣に欣びとする所である。

豫算編成の方針

それでは此の巨額な豫算はどう云ふ方針の下に編成せられたものであるかと云ふと、本府豫算も亦一般會計や他の特別會計豫算と同じ様に中央政府の方針に基いて支那事變の目的達成の爲國際情勢に對應し、東亞の新秩序建設を目標として、臺灣に課せられた重大使命の達成の上に緊急止むを得ない時局に對應する豫算の編成に努め、新規經費の要求に付ては重點主義と節用主義の徹底的勵行を期すると共に物資、勞力、資金、物價等に關する經濟諸方策との調和を圖り、戰時經濟の運営に支障が起らない様に努められたものであつて

一、歳入の方面では租税や官業收入等、普通歳入で相當の自然増収を見込み、公債發行は財政經濟上戒償しなければならぬのでこれについては極力減少に

努めたのである。

一、歳出の方では前に述べた根本方針に依つて計畫されるのは勿論であるが、帝國領土の一部として熱帯と亞熱帯に互り遙か南方の位置を占めてゐる我が臺灣の天然資源と其の地理的な地位を考慮して充分其の特性を伸ばし、人的、物的の兩方面を總動員して長期戦下の我が國策の遂行に順應する爲、(一)國防に關聯したもや其の他軍事的施設。(二)軍事援護や其の他統後の施設。(三)皇民精神の作興。(四)南方文化經濟施設の擴充強化。(五)生産力の擴充。(六)國際收支の改善。(七)戰時經濟の統制強化等の諸方策が實現されるやうに努めると共に臨時軍事費特別會計歳入金二千三百三十餘萬圓に増加計上し、時局下舉國一致の財政態勢を強化する事に努めたのである。

歳入財源の特異な性質

次に歳入に就て述べてみると、歳入の總計は前述の

通り二億六千五百三十三萬餘圓であつて、此の内容を見ると歳入の大部分を占めてゐる専賣收入、鐵道や自動車

收入、森林收入等の官業とか官有財産の收入が一億六千五百餘萬圓であつて一般に國の財政收入の根幹を爲す處の租税收入の様なものは支那事變特別税令關係のものや、其の他臨時軍事費特別會計に繰入れる諸税を含めて約四千八百四十萬圓の外に約六百萬圓の印紙收入がある位で、此の外に公債六百萬圓、前年度の剰餘金繰入二千五百九十餘萬圓、其の他を併せて約九千餘萬圓となり、官業、官有財産の收入は他のどの歳入をも遙に凌駕して其の歳入總額に對する割合は六割三分強と爲り、本府財政收入は實に官營企業の盛衰に懸つてゐる特異な歳入財源であるといふことが解るのである。

更に此の二億六千餘萬圓の歳入の中、公債金に財源を求めたのは僅に六百萬圓、即ち總歳入に對し三分三厘に過ぎないものであつて、之は實に臺灣の財政政策が堅實向上の一途を辿つてゐるものであると云ふ事が

出來、之に對する財源を容易に提供する力を持つ本島經濟界一般の躍進發展を欣ぶ次第である。

歳出豫算の説明をする前に豫算の編成方法を簡単に申上げれば、豫算は其の總額の全般に亘つて審査しなければならぬものであるが、些細に審査研究を遂げなければは容易な事ではないので、先づ前年度の豫算額から前年度限りの經費を減じ、繼續費を年に割つたもの等で増減するもの、其の他月に割つたもの等で増減のあるものを差引き、豫算の既に定つた費用とでも云はれる標準豫算を求めてから之を基準として、更に新規の要求を爲すものである。十五年度の本府豫算では標準の豫算額一億七千五百餘萬圓から特に二百四萬餘圓の節減、二百二十萬圓の繰延を爲してから新規要求額の八千九百五十餘萬圓を加へ、二億六千五百餘萬圓と爲したものである。

次に各項目に區分して重要な新規事業の概要を述べると、

第一に國防に關聯した事項としては、臺灣財政が母

國財政に對して直接的に貢獻してゆく處の臨時軍事費特別會計への繰入であつて、これは一般財源からの繰入が千五百八十萬圓、支那事變特別税や其の他の收入からの繰入が七百五十六萬餘圓でこの計が二千三百三十六萬餘圓であり、之を前年度に比較すれば五百七十萬餘圓の増加した繰入となり、其の他に本島防衛諸施設としては防空施設の強化に關する經費、航空事業の擴充、主要道路の改修等の爲にこれ等の經費三百七十餘萬圓を計上したものである。

第二に軍事援護や其の他の銃後施設としては遺家族の生活擁護の爲、各種の方策を講ずる爲に三十餘萬圓を計上すると共に、臺灣から勇躍戦線に立つた通譯、軍夫等の出征を紀念して之等を通して一般を善導する爲に、臺灣出征記念會に對する補助を計上したのである。

第三に皇民精神作興の爲の經費としては本島民をして聖戰に参加させ、長期建設の國策に邁進するの資質を涵養する爲、國民教育の充實を期し、義務教育實施

準備と之に關聯して小公學校教員を充實する爲、師範學校の増設と學級増加の爲に百三十八萬圓を、其の他に青少年の訓育鍛鍊と國民精神總動員をより充實してこの力を發揚する爲の經費として二十八萬餘圓を計上したのである。

第四に南方文化、經濟施設の擴充と強化を圖る爲新な施設や従來の施設に擴充せねばならぬものがあるもので、之に必要な經費として二百三十八萬餘圓を計上したのである。

第五に生産力の擴充に就ては人的資源の涵養とその確保、それから物的資源の増産とその確保の兩面に互つて特に意を注ぎ、長期戦態勢にある處の日・滿・支・ア・ロツク經濟の一翼を擔當し、遺憾のないやうにしてゆく爲この方面に必要な施設を爲すことに極力努めたのである。其の主なものに挙げると、機構擴充整備として各種産業の生産擴充や其の他各種の統制事務が激増した爲、これに對する事務處理に難澁してゐる地方廳の勸業關係の職員を充實する爲、州に産業部を設置

し、之に伴つて郡市に勸業課の職員を充實して戦時經濟の運営に遺憾のないやうにすると共に、各種農産業の調和的な發展を圖るのに必要な調査の爲の經費等を併せて五十七萬餘圓を計上したのである。

人的資源の涵養に就ては先づ生産力の擴充に必要とする最高技術者を得る爲、臺北帝國大學に工學部を創設しなければならぬものとしてその創設準備費を計上すると共に臺南高等工業學校の學科増設と新設、工業學校の新設や其の他技能者を養成する爲九十六萬餘圓を計上したのである。工、鑛業の振興を圖る爲試験機關の整備充實と工業促進施設や鑛物資源開發とその助成費として三百餘萬圓を計上したのである。

輸送力の擴充は生産力の擴充關係や産業發展の根幹を爲すものであり、本島は勿論將來に於ては南支・南洋方面の原料を対象とする工業の振興を圖る上に於ても最も緊要な施設なのである。この事業の財源は一部を公債に求めたものもあり、何れも繼續費又は繼續的事業であつて其の總額は巨額に上るものであるが、本

年度の新規事業としては鐵道關係の建設、改良と停車場の改良費として八百餘萬圓、鐵道事業増進に伴つて用品資金を増加しなければならぬので、この會計へ本年度分二十萬圓を計上し、港灣擴張費としては百六十餘萬圓等である。

農業資源の増産とその確保施設としては米穀増産の爲の土地改良や水利施設を筆頭にして各種増産施設費、それに間接的經費を合算すると九百萬圓に達するのである。

林産と水産資源の増産施設としては特殊資材やバルブ資材の増産、潤葉樹の利用開發の爲の經費、其の他に百七十七萬圓を、水産物増産施設と新高港内の漁船溜築造費として七十七萬餘圓を計上したのである。

第六に國際收支の改善の爲には輸出奨励施設として八十萬圓、其の他時機に應じて輸出助長の施設が出来るやうにする等の準備を爲し、又樟腦生産充實の爲八十七萬圓を計上したのである。

第七に戦時統制經濟の強化が國家總力戰の態勢にあ

る今日、我が國の綜合力を擧げて有効に發揮させる上に最も緊要な事であるから、かうした仕事の中樞機關である企畫部を設置すると共に、物價調整や、國民貯蓄の奨励、物資供給の調整、經濟警察や其の他各種の經濟統制の爲に必要な經費として百六十餘萬圓を計上した外、國勢調査や國家總動員關係に必要な諸調査の爲相當多額な經費を計上したのである。

最後に本島の特事情に立脚した諸事項として、花蓮港と宜蘭の二つの街に對して市制を施行すること、高雄地方法院の設置、臺北帝大附屬醫學專門部の學級増設、實業學校と高等女學校の新設、其の他各般の施設に對し相當多額の經費が計上されたのである。

以上で新規事業の概略について申述べたのであるが、此の外に實際に於て當然的なものや必然的に必要が認められる經費として約三千萬圓があるが、其の内容は非常に廣汎多岐に亙るものであつて、要するに各種施設とその事業の進展に伴ふ經費を計上したものであつて之を合して新規案額八千九百五十餘萬圓となつ

たのである。

以上の時局に對應した大豫算は臺灣に於ける各般の施設經營に劃期的な飛躍を齎らすべく、それ故に之が實行に當つては各層各階、各分野の充分な調和的戒心の下に豫算目的の達成に邁進せられんことを期待する次第である。

○最近の國策放送 (總督府臨時情報部)

第三十七回・一月二十四日

國策線上の高雄港 高雄州知事代理 江藤昌之

第三十八回・一月三十一日

小作料統制令施行に就て

殖産局長代理 玉手亮一

第三十九回・二月七日

時局と女子教育

臺北州立第一高等女學校長 松井 實

第四十回・二月十四日

本島人の内地式姓名の變更に就て

警務局長 二見直三

小作料統制令施行に就て

殖産局農務課

一、はしがき

政府は、先きに國家總動員法の發動に依り價格統制令を制定致しまして、價格、運賃、賃金等に就いて其の騰貴抑制の爲臨時處置を採つたのであります。臺灣は十二月十八日から施行され

て、小作料は農業生産に重大な關係があり且銃後農村の平和を保持し益々重大さを加へて來ました。農村の使命を遺憾なく遂行させる爲には他の價格等の取扱とは異なり農村の實情に即した方法に依つて統制する必要があ

小作料統制令

昭和十四年十二月五日
勅令第八百二十三號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百七十七號)ニ於テ南洋群島ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十九條ノ規定ニ基キ小作料ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ小作料トハ耕作ノ目的ヲ以テ農地(農地以外ノ土地ガ農地ニ附随シテ賃借セラルル場合又ハ建物其ノ他ノ工作物ガ農地ニ附随シテ賃借セラレ其ノ賃借ガ農地ノ賃借ト分別シ得ザル場合ニ於テハ其ノ土地又ハ建物其ノ他ノ工作物ヲ含ム以下同ジ)ガ賃借セラルル場合ニ於ケル借賃又ハ耕作ノ目的ヲ以テ小作料權若ハ耕地權ガ設定セラルル場合ニ於ケル小作料ヲ謂フ

第三條 農地ノ賃借人又ハ小作料權若ハ耕地權ノ目的タル農地ノ所有者(以下貸主ト稱ス)ハ左ノ各號ノ小作料ノ額若ハ率ヲ超エテ小作料ノ額若ハ率ヲ定メ又

に於きましては、耕作以外の土地、例へば採草地、干場等が農地に附随して賃借される場合があり、或は農小屋、溜池等の建物、工作物が農地に附随して一括して賃借され、其の借賃と農地の借賃とを區別し難いやうな場合がありますので之等の借賃も本令の統制の目的に包含されて居ります。

次に統制を受ける事項に就いて申し上げます。本令は小作料の額又は率ばかりでなく、小作料の種類及減免条件も統制することとし、猶農地の賃貸借契約、永小作権設定契約等に附随する種々の条件をも統制することと致しました。

小作料と一口に申しましても其の種別は種々あります。現物即ち米、麥、大豆等で納付する物納小作料、金銭で

納付する金納小作料、一定量の現物で表示して置いて、實際に納付する場合には、其の現物を一定の時期及場所の相場で、金銭に換算して支拂ふ代金納小作料等があります。又收穫高の一定率を小作料とする分益小作料、毎年收穫高を豫定して其の收穫高の一定率を小作料とする所謂見取小作料等があります。

物納小作料に於きましても米で支拂ふか、麥で支拂ふか等現物の種類も種々あり、同じ米で支拂ふものでも其の品等を如何に定めるかに依つて違ひがあります。そこで之等の小作料の種類を變更することは、其の變更の方法如何に依つては實質上小作料の額を増減することとなり得ますから、小作料の種類も統制することと致しました。

- 一 昭和十四年九月十八日に於て小作料ノ定アリタル農地ニ付テハ同日ニ於ケル小作料ノ種別、額又ハ率及減免条件(其ノ不明ナルトキハ同日以後ノ判明セル最初ノ小作料ノ種別、額又ハ率及減免条件)
- 二 前號ニ該當セザル農地ニシテ昭和十四年九月十九日以後本令施行前ニ小作料ノ定アルニ至リタルモノニ付テハ同日以後ニ於ケル最初ノ小作料ノ種別、額又ハ率及減免条件(其ノ不明ナルトキハ判明セル最初ノ小作料ノ種別、額又ハ率及減免条件)
- 三 前二號ニ該當セザル農地ニシテ本令施行後ニ小作料ノ定アルニ至リタルモノニ付テハ本令施行後ニ於ケル最初ノ小作料ノ種別、額又ハ率及減免

又我國に於ける小作料は平年作を豫定して定める場合が多いのであります。従つて不作の年は其の不作の程度に應じて契約で定まつてある小作料の額を減免するものが多いのであります。斯る減免すべきものをしなるとか、或は減免の割合を少くしたりすること、或は亦小作料の額を増加すること、な

りますから小作料の種類、額又は率だけでなく減免条件も統制すること、しました。

次に敷金、修繕費及用水、排水費の負擔、改良費の負擔、公租公課の負擔、分益小作の場合の經營費の負擔區分、其他賃貸借契約又は永小作契約に附随する種々の条件も、小作料の額等に密接な關係があります。従つて之等の条件を無統制の儘に置ては、小作料の

額等を統制しても、之等の条件に於て小作人の負擔を増加せしめられて結局小作料の統制が無意味になつてしまふことになり得ますから、之等の条件に對しても同様必要な統制を加へることと致しました。

(第十一條 第十七條 施行規則第七條) 次に統制の方法に就て申し上げます。先づ小作料引上停止であります。

本令の實施後は一定の最高基準たる小作料の内容は、原則として契約期間の満了、業主又は小作人の變更如何に拘らず、小作人の負擔増加になる様な變更追加を許されないのであります。

(第三條 第十一條 施行規則第七條) 又業主はどんな名義であつても本令の適用を免れる爲に小作人に對し、農地の賃貸借又は永小作の契約に定めてゐない財産上の利益を求めんことは出

條件

- 第四條 市町村農地委員会必要アリト認ムルトキハ當該市町村ニ在ル農地ニ付小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免条件ヲ定ムルコトヲ得。市町村農地委員会ハ前項ノ規定ニ依リ定ムル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免条件ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケベシ。地方長官前項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタルトキハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨公示スベシ。前項ノ規定ハ公示シタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免条件ヲ變更スル場合ニ之ヲ適用ス。
- 第五條 地方長官前條第三項又ハ第四項ノ規定ニ依リ公示シタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免条件ハ貸主及借主ニ於テ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ之ニ依ルベキ旨ノ合意ヲ爲シタルトキハ其ノ農地ニ關シテハ之ヲ第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ同條各號ニ掲グル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免条件ト看做ス。
- 第六條 地方長官小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免条件著シク不當ナリト認ムルトキハ貸主ニ對シ小作料ノ種別ノ變更、額若ハ

来ないし、現在の貸借を請負其他の契約の形式に変更して本令の統制を免れることも出来ないであります。

I 引上停止の基準

(第九條)

そこでこの引上停止の基準になる小作料を何處に押へるかの問題であります。本令には三つの場合を規定して居ります。

第一 昭和十四年九月十八日所謂九・一八に於て小作料の定められた農地に付ては、其の日に於て事實定まつてゐた小作料の種別、額又は率其他の條件が基準となるのであります。

(第三條第一號・第十一條・施行規則第七條) ところでたとへ九月十八日には一石の小作料だったが昭和十五年一月から一石一斗に増額する旨の約束が當

時既に出来てゐたとしても、其の土地について基準となるものは一石であります。第二には九・一八には小作料の定がなくて、其の後本令施行前迄に小作料が定まつた土地、例へば九・一八當時たまた誰にも貸してゐなかつた土地を十二月十七日迄に誰かに貸した様な場合、この場合には昭和十四年九月十九日以後に於きまして最初に定められた小作料の條件が其の基準となります。

(第三條第二號・第十一條・施行規則第七條) そこで一寸厄介な例が想像されます。即ち價額等統制令施行は十月二十七日でありましたが、その日と九・一八の間に増額し又は變更してゐるものは如何にするかであり、斯くの如き農地に付ては

(第十六條・第十七條・施行規則第七條) を超へて小作料を定めることは、原則としては認めないのであります。が、特別の事由ある場合に於て、地方長官の許可を受けたときは差支へないことになつてゐます。

(第三條本文但書、第十一條、施行規則第七條)、特別の事由ありや否やは具體的に判断するより外はないのであります。が、例へば、業主が現在基準となつてゐる小作料等が定まつた後、土地改良等を爲して著しく小作地の利用を増進したときとか、當時小作人が業主の縁故者であつた爲基準たるものが低額であつたとか等が其の事由となると思ひます。

今迄申上げました引上停止に依りまして小作料の騰貴は今後避け得られませんが、一面必然的に各土地の面に業佃

II 引上の許可

以上本令に規定された三つの小作料基準を説明しましたが、この基準

今迄申上げました引上停止に依りまして小作料の騰貴は今後避け得られませんが、一面必然的に各土地の面に業佃

率ノ減少若ハ減免條件ノ變更ヲ命ジ又ハ減免條件ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトヲ得
前項ノ地方長官ノ命令ニ依リ變更シタル種別、減少シタル額若ハ率又ハ變更シ若ハ定メタル減免條件ハ第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條各號ニ掲グル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ト看做ス
第一項ノ規定ハ裁判、裁判上ノ和解、小作調停法、朝鮮小作調停令若ハ明治三十七年律令第三號ニ依リ調停又ハ朝鮮小作調停令ニ依リ認可ノ決定アリタル勸解ニ依リ定マリタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ付テハ之ヲ適用セズ
第七條 價格等統制令施行後裁判裁判上ノ和解、小作調停法、朝鮮小作調停令若ハ明治三十七年律令第三號ニ依リ調停又ハ朝鮮小作調停令ニ依リ認可ノ決定アリタル勸解ニ依リ定マリタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ハ第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條各號ニ掲グル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ト看做ス

第八條 地方長官第三條但書ノ規定ニ依リ許可、第四條第二項若ハ第四項ノ規定ニ依リ認可又ハ第六條第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ爲サントスルトキハ道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス
第九條 貸主ハ本令ノ適用ヲ免ルル爲農地ノ耕作ヲ目的トスル請負其ノ他ノ契約ヲ爲シ又ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ借主ニ對シ農地ノ貸借契約又ハ永小作權若ハ賭地權ノ設定契約ニ定メザル財産上ノ利益ヲ求ムルコトヲ得ズ

第十條 地方長官必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ農地ノ貸借、永小作又ハ賭地權ニ依ル小作ニ關シ其ノ當事者ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ日出ヨリ日没迄ノ間農地其ノ他ノ場所ニ隣接シ收穫ノ狀況若ハ契約書其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ隣接検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帶セシムベシ

關係の不均衡を來すことを免れないのであります。殊に我臺灣に於ける小作料は沿革的社會的に不合理なものが多いのであります。

其れ故早くから業佃改善事業が實行され、漸次其の合理化を圖り來つて現在に至つてゐるのであります。小作料の引上停止は其の間尙著しい不均衡を生ずることは當然豫想されるのであります。又小作料の減免條件等は不明確な場合が多いから其の間に無用の紛議を生ずる恐れがあります。其處で此の不均衡を是正し不明確なることから生ずる紛議を未然に防止するために、三箇の方法を以て統制を圓滑に行ふこととしました。其の一が市尹又は街庄長に依る小作料の改定であります。

きは當該市街庄にある農地の小作料の諸内容條件を決定することが出來ます（第四條第一項、第十一條、施行規則第七條）市尹又は街庄長が必要ありと認めて小作料の内容を改定したときは地方官の認可を得ることを要します（第四條第二項、第十一條、施行規則第一條、第七條、第八條）。何となれば小作料の内容の決定は個人の權利義務に重大な關係を有してをり、又社會的にも經濟的にも影響する所が大であるからであります。地方官が認可したときはその内容を告示し、且當該市街庄長をしてその旨を市街庄役場に掲示せしめることを要します（第四條第三項、第十一條、施行規則第二條、第七條、第八條）。然し此れ又で小作料は決定しませぬ。更に地主小作人双方の合意が必要であ

ります。

市尹又は街庄長は農村内の小作料の現状、當事者の意嚮その他村内の輿論等に鑑み、決定の舉に出でたのであります。なほ又地方長官に於てもかくすることが各農地の小作料の額等の間の不均衡を是正して農村の平和を圖り、農業經營の安定を圖るものであると認めて認可したのであります。これに對し不服不同意の者のある筈はないのであります。認可申請のときに於ける當事者と、公示されたときに於ける當事者が異つてゐる場合もあり又事柄も個人の權利義務に重大な影響がありますから、業主と小作人が公示されたものに依るべき旨の合意を爲したときに初めて決定するのであります。（第五條、第十一條、施行規則第七條）そ

の合意の方法は届出に依ることとなつてゐます。

その二は、行政官廳の命令に依る引下であります。

小作料の著しく不當と認められるときは地方長官は業主に對してその變更を命じ或ひは減免條件等を新たに附けることを命じ得るのであります。これが新たな基準となります。（第六條第一項、第十一條、施行規則第七條）。此の場合には當事者双方の合意の有無は必要條件ではありません。

その三は裁判、裁判上の和解、調停等に依る引下であります。裁判、調停等に依つて小作人に有利に變更された小作料の内容が以後その農地に關して基準となることと致しました（第七條、第十一條、施行規則第七條）

三三

第三條乃至第八條ノ規定ハ敷金・補償金・修繕費及用排水費ノ負擔並ニ小作料ノ種別・額又ハ率及減免條件以外ノ農地ノ貸借永小作若ハ賭地權ニ依ル小作又ハ之ニ附随スル契約ノ條件ニシテ農林大臣ノ指定スルモノニ付テハ適用セズ
第十二條 本令ハ國又ハ道府縣ガ貸主タル農地ニ付テハ之ヲ適用セズ
第十三條 第四條及第五條ノ規定ハ南洋群島ニハ之ヲ適用セズ
第八條ノ規定ハ朝鮮・臺灣及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ
本令中農林大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事（第六條ノ場合ニ在リテハ道知事又ハ府郡島小作委員會）、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道、府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トシ市町村トアルハ朝鮮ニ在リテハ府郡島、臺灣ニ在

リテハ市街庄トシ市町村農地委員會トアルハ朝鮮ニ在リテハ府郡島小作委員會、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ街庄長トス
附則

第十四條 本令ハ内地ニ在リテハ昭和十四年十二月十一日ヨリ、朝鮮・臺灣及南洋群島ニ在リテハ同月十八日ヨリ之ヲ施行ス
本令ハ附則ニハ之ヲ施行セズ
第十五條 價格等統制令施行前ニ第三條第一號又ハ第二號ノ小作料ノ種別・額若ハ率又ハ減免條件ヲ借主ノ利益ニ變更シタル農地ニ付テハ貸主ハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ本令施行後最初ニ小作料ノ納期ノ到來スル分ヨリ之ヲ同條第一號又ハ第二號ノ小作料ノ種別・額若ハ率又ハ減免條件ニ回復スベシ
第十六條 前條ノ規定ハ價格等統制令施行前ニ於テ裁判、裁判上ノ和解、小作調停法、朝鮮小作調停令若ハ明治三十七年律令第三號ニ依ル調停又ハ朝鮮小作調停令ニ依ル認可ノ決定アリタル勸解ニ依リ借主ノ利益ニ變更セラレタル小作料ノ種別・額若ハ率又ハ減免條件ニ付テハ之ヲ

三三

以上を以て大體小作料統制令の全般を説明した積りでありますが、本令の運用を円滑にし所期の目的を達成するには結局農地の所有者及び耕作者の時局に對する認識と互讓相助の精神とに俟つところが頗る多いのであります。従つて農地の所有者も本令の趣旨に反するやうな行爲を爲さず、耕作者も小作料の延滞等不徳義な行爲を爲さず、克く時局下の農村の重大使命を自覺して以て相協力して一途生産力擴充に努力し、銃後農村に課せられた責務を果されんことを切望して已まない次第であります。

適用セズ價格等統制令施行ノ際現ニ繫屬シタル訴訟、裁判上ノ和解事件又ハ調停事件ニ於テ借主ノ不利益ニ變更セラレタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ付亦同シ前項ノ裁判、和解、調停又ハ勸解ニ依リ借主ノ不利益ニ變更セラレタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ハ第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條第一號又ハ第二號ノ小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ト看做ス第十七條 前二條ノ規定ハ敷金、補償金、修繕費及用排水費、負擔或ハ小作料ノ種別、額若ハ率及減免條件以外ノ農地ノ貸借、永小作若ハ賭地權ニ依ル小作又ハ之ニ附隨スル契約ノ條件ニシテ農林大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得昭和十三年五月四日公布勅令第三百七十七號ハ南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件及明治三十七年二月二十五日律令第三號ハ廳長ヲシテ民事争訟調停等ヲ取扱ハシムル件ナリ

小作料統制令 施行規則

第一條 市尹又ハ街庄長小作料統制令(以下稱ス)第四條第二項ノ規定(同條第四項ノ規定ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ知事又ハ廳長ニ提出スベシ一 決定ノ理由及經過

二 決定ノ方法
三 農地(農地以外ノ土地ガ農地ニ附隨シテ貸借セララル場合又ハ建物其ノ他ノ工作物ガ農地ニ附隨シテ貸借セラレ其ノ借賃ガ農地ノ借賃ト分別シ得ザル場合ニ於テハ其ノ土地又ハ建物其ノ他ノ工作物ヲ含ム以下同ジ)ノ所在地番、地目及等則又ハ種類並ニ面積又ハ建坪
四 決定セントスル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件及現在ノ小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件
五 農地ノ貸借人又ハ永小作權ノ目的タル農地ノ所有者(以下貸主ト稱ス)及農地ノ貸借人又ハ永小作權者(以下借主ト稱ス)ノ氏名又ハ名稱及住所
六 貸主及借主ノ意圖
七 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

キハ左ニ掲グル事項ヲ告示シ當該市尹又ハ街庄長ヲシテ其ノ旨ヲ復所又ハ街庄役場ニ揭示セシムベシ

一 認可ノ年月日
二 申請ヲ爲シタル市尹又ハ街庄長
三 農地ノ所在地番、地目及等則又ハ種類並ニ面積又ハ建坪
四 認可ヲ爲シタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件

庄長ハ遲滞ナク其ノ旨貸主及借主ニ通知スベシ

第四條 市尹又ハ街庄長ハ前條第一項ノ届出ヲ爲サザル貸主又ハ借主ニ對シ第二條ノ規定ニ依ル告示アリタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ率若ハ率又ハ減免條件ニ依ルヤ否ヤニ付意見ヲ徵スルコトヲ得

第五條 第三條ノ規定ニ依ル令市尹又ハ街庄長ハ左ノ掲グル事項ヲ公示シ且知事又ハ廳長ニ報告スベシ

一 第二條ノ規定ニ依ル告示ノ年月日及番號
二 農地ノ所在地番、地目及等則又ハ種類並ニ面積又ハ建坪
三 合意アリタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件
四 合意アリタル年月日

第六條 令第十條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依リ令第十一條ノ規定ニ依リ令第三條乃至第七條ノ規定ヲ準用スル農地ノ貸借又ハ永小作ノ條件ハ敷金、補償金並ニ修繕費及用排水費ノ負擔ノ外定額金、改良費ノ負擔、公租公課ノ負擔分益小作ノ場合ニ於ケル經營費ノ負擔、小作料ノ支拂條件(分納割合ヲ含ム)農地ノ附帶物ニ關スル條件、農地利用上ノ制限、借主ノ貸主ニ提供スル勞務ニ關スル條件及借主ノ貸主ニ給付スル權利金其ノ他ノ財産上ノ利益ニ關スル條件トス令第十條ノ規定ニ依リ令第十五條及第十六條ノ規定ヲ準用スル農地ノ貸借又ハ永小作ノ條件ニ付亦同シ

第八條 第一條乃至第五條ノ規定ハ令第十一條ニ掲グル農地ノ貸借又ハ永小作ノ條件ニ付之ヲ準用ス

第九條 令第十五條ノ規定ニ依リ回復ハ令施行後最初ニ到來スル小作料ノ納期迄ニ之ヲ爲スベシ

附則 本令ハ小作料統制令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

最近公布の法令

總督官房審議室

各法令の公布は同日附の府報に掲載されてゐます。

▽花蓮港港規則ノ制定

(二月三十日府令第九號)

二月一日より施行されることとなつた、新設花蓮港港は昨年十月二日開港され、次で本年府令第三號臺灣開港規則の改正に依つて基隆、高雄の二港と共に同規則の全部的適用を受けることとなつたが、今回花蓮港規則の公布に依り花蓮港港に關する法制は完備されたのである。

花蓮港規則は船舶、客貨の検査、關稅行政、鐵道營業、航路標識に關する事項を除く外、花蓮港港の利用に關する總ての事項を規定するのである。其の内容は之を大別して海面の管理に關する部分と陸上諸設備の管理に關する部分とに別けることが出来る。

海面の管理に關する部分は臺灣開港規則の施行細則的な規定であつて、基隆、高雄の二港に在つては此れに相當するのは各州令である基隆港規程及高雄港規程に依り規律されてゐるのを、花蓮港港では本規則に包含されたものである。

二六

次に陸上諸設備の管理に關する部分に就ては基隆、高雄の二港に在つては此れに相當するものは府令である。基隆及高雄上家使用規則其の他府告示、交通局告示の諸法令に依り規律せられてゐるのであるが、此れをも本規則に包含させたので、本規則では花蓮港港とは單に海面のみを指稱するのではなく、海面に隣接する土地をも含めて港の範圍を定めてゐる。(二條)

要するに基隆、高雄の二港では港の利用に關する規律が諸種の法令に散在してゐるのを花蓮港港のものには花蓮港港規則に一括して規定したのである。此れは港の利用者にとつて利便の大なる事は言を俟つる所であるが、更に複雑其の煩に堪へない港の法制を或る程度統一したものであつて、此の點に於て本規則は重大なる意義を有つてゐる。

尙本規則第四十四條に依り花蓮港港に於ける荷役業が許可營業となつたことを附言して置く。

▽臺灣漁業組合規則中改正ノ件

(二月三十日府令第十號)

▽昭和十二年法律第九十二號第三號ノ職務執行ノ證票

(二月三十一日府令第十一號)

▽輸出補償法施行規則中改正ノ件

(二月一日府令第十二號)

▽米穀配給統制規則改正ノ件

(昭和十五年二月三日府令第十三號)

米穀配給統制規則は各年十月七日島内消費米配給の圓滑を期する目的を以て臨時措置法に基き制定されたものであり、全文四條から成り、第一條は米穀の買入賣渡又は其の代理媒介を爲す者に對し、臺灣總督は米穀の配給統制上諸種の命令を爲し得る旨規定したもので、第二條には臺灣總督は米穀の賣渡價格を指定し得べきことを定め、三條、四條に於て右條項の確保を期してゐるのであるが、最近本島に於ける消費米の配給狀況に鑑み之が對策として第一條を改正し、取締の對象として新に米穀の所有者を加へると共に州知事、廳長にも配給統制上必要な命令を爲し得ることとしたのである。

本改正の結果州知事、廳長の權限の一部は更に地方官々制第十一條に依つて之を郡守、警察署長にも委任することが出来るから、州知事、廳長は本府と緊密なる連絡の下に農民たる米穀所有者の買込み或は米穀の地方的偏在等を防止改善し、之に依つて消費米の配給は充分圓滑を期せらるゝであらう。

因に舊條文及改正條文の對照は左の如くである。(一印今同挿入)

米穀配給統制規則抄

第一條 臺灣總督又は州知事若ハ廳長特ニ必要アリト認ムルトキハ米穀ノ所有者又ハ米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ

代理者ハ媒介ヲ爲ス者ニ對シ左ノ事項ニ關シ米穀ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

▽臺灣米穀移出管理令施行規則中改正ノ件

(二月七日府令第十四號)

▽臺灣總督府買入米穀品等検査規則中改正ノ件

(二月七日府令第十五號)

▽臺灣漁業組合登記取扱手續中改正ノ件

(二月十日府令第十六號)

▽恩給金庫登記取扱手續中改正ノ件

(二月十日府令第十七號)

二七

國史の本

總督府圖書館

國史精讀の必要

神武天皇御即位紀元二千六百年を迎へ、我等一億の國民は昭和の聖代に生きてこの盛事を慶祝し得る光榮を感謝すると共に、感々皇運の彌榮を祈り奉り、又祖先以上に忠誠を勵み八紘一宇の大聖業完遂に邁進せんことを擧げて期して居る次第であるが、これが爲めには先づ肇國の精神に還り、國史の成跡に鑑み、我等の祖先が上に皇室を奉戴して、世々々帝國の興隆發展に努め來つた其の精神、その業績を明瞭に確實に我がものとなし、これに依つて國民的自覺國家的自覺を固

むべきである。即ち國史精讀の必要今日ほど大なるは無くともて申したのである。

どんな通史が良いか

國史研究の參考書とか或は國史教授の伴侶といふ様な範圍のものとは別として、一般の人達に適切な通史即ち二千六百年を通じた國史としては

○大川周明の日本二千六百年史

(第一書房發行 定價七十八錢)

○西田直三郎の國史通記

(積善館發行定價 一圓五十錢)

の二種を擧げたい、前者は總振名附で誰でも讀めるし、後者には寫眞繪畫等が多數挿入してあるので、文化發達の様子などは其れだけでも容易に知ることが出来る。

更に家庭讀物として適切なもの

○高橋俊業の國民日本歴史

(富山房發行 定價三圓二十錢)

がある、これは初版は大正七年であつたが屢々増訂を重ねて居るから、求めらるる方は特に最新版と斷ることが必要である、小公學校兒童の居る家庭では是非一本を備へて親子兄弟で讀んでほしい、又中等學校生徒の參考書としても良い總振假名附で圖版も相當入れている。

日本書紀と古事記

更に我等は宏遠なる肇國の事實と國體の精華を一層深く知るためには、特に神代並に上代の歴史を讀むことを必要とするが、其れには今から千二百年前即ち奈良に帝都の在つた時代に、勅命により編纂された「日本書紀」「古事記」がある、日

本書紀は漢文で記し、古事記は國語を漢字の音訓で記したもので、一寸取付き悪いが、近頃は之を讀み下しに記した本が數種出來たので、誰でも讀める様になつた。其等の内で

○岩波文庫の日本書紀

(黒板勝美編、上中下三冊、岩波書店發行 定價一圓四十錢)

○岩波文庫の古事記

(幸田成友校訂岩波書店發行 定價二十錢)

は、假名も附き註もあつて最も便利である。

尙日本書紀、古事記の外、古語拾遺、寶命、新撰姓氏錄、風土記、それから律令抄、延喜式抄、萬葉集抄を全部讀み下しにして一冊に纏めたものに

○大倉精神文化研究所の神典

(同所發行定價 四圓五十錢)

がある、これは誠に便利な良本で、筆者は曾て之を放送紹介したこともあつた。尙ほこの本の讀者のために、同所か

ら神典索引(定價一圓七十錢、神典序説(定價一圓二十錢)、神典解説(上巻定價三圓五十錢)も發行されて居る。

内閣印刷局編纂

内閣職員録

定價貳圓五拾錢

(送料別)

一月上旬發賣の豫定

★豫約による發行が企畫されてをります故各希望部數を取纏の上至急申込まれたし。

八一町山樺市北臺

所賣販報官灣臺

★厦門情報

◆厦門貿易館近く開館

厦門市商會は豫て厦門を中心とする通商貿易の助長及び商工業の振興を圖る目的を以て貿易館の設立を計畫し、従来の市商會の建物を使用すべく工事中であつたが、此程全く工事を完了し諸設備も整備を見るに至つたので近く内外各地よりの陳列商品の積荷を待つて開館する豫定である。尙同館は當地方の土産品や其他重要商品も陳列して、廣く内外各地に紹介、斡旋する管で陳列を希望する當地商人に對しては特に料金を負擔して便宜を圖る事となつて居る。

◆汕頭行客通貨の取締

- 厦門海軍特務部整理員は汕頭向けの旅行に對し「通貨」に關して左の通り注意を要する旨談話を發表した。
- 記
1. 在汕頭部隊占據地域内に於ては日本、臺灣、朝鮮各銀行券の使用及所持を禁す
 2. 汕頭に於ては軍票は乙及丙號(表面に人の胸像意匠あるもの)のみ有効とす
 3. 流通禁止の銀行券及軍票を汕頭へ携帯し入來するものは汕頭入來の際官憲の交換許可證を受け、軍指定の交換所に於て交換することを得交換金額は一人一回五百圓以内とす
 4. 流通禁止の銀行券及軍票を旅行等のため必要とするものは軍指定交換所に申出での上引換を受けるものとす
 5. 汕頭より持ち出しを許可する現金は一人一回金券(日本、臺灣、朝鮮各銀行券及軍票)二百圓法幣三百圓以内とす
 6. 汕頭に於ては特に軍の許可を受けたる場合の外日本人は軍票を使用するものとす

昭和十五年二月廿九日印刷
昭和十五年二月一日發行 (月三回發行)
編輯者 臺灣總督府臨時情報部
印刷所 臺北市榮町二丁目十五番地
印刷人 加藤 豐吉
臺北市榮町二丁目四十三番地
印刷所 小塚本店印刷工場

官廳編纂圖書

(抄録) ★送料中特に内地と附記なきは外地送料を含む

恩給法關係法令集	千〇三五	物價統制の大綱	千〇三八
標準用語集(電氣用語の部)	千〇三六	物價統制實施要綱	千〇三二
列國國勢要覽(昭和十四年)	千〇二五	重要物資の配給統制	千〇三五
帝國及列國の陸軍(昭和十四年版)	千〇三〇	救護關係法規	千〇一九
國家總力戰の戰士に告ぐ	千〇一〇	兒童保護關係法規	千〇五〇
東亞新秩序の建設と帝國海軍	千〇一〇	傷痍軍人保護關係例規	千〇〇〇
國體の本義	千〇三五		
國體の本義解説叢書	各冊〇・二〇 千〇二〇		

★明治以後詔勅謹解★日本の儒教★我が國體と神道★我が風土・國民性と文學★我が國體に於ける和★華國の精神★帝國憲法と臣民の翼賛★日本の美術

昭和十五年九月二十日出版
昭和十五年二月一日發行
（毎月一日、十一日、廿一日發行）第八十七號



本書の大きさは國定規格A6判